㈡　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、贈与者が死亡した場合に相続税の課税対象となる管理残額の算定方法、受贈者が三〇歳に達した日以後に教育資金管理契約を継続するための手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の三関係）

㈢　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、結婚・子育て資金非課税申告書等に、信託等をする日の前年分の受贈者の合計所得金額を明らかにする書類を添付しなければならないこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の四関係）

㈣　個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受ける者に係る相続時精算課税適用者の特例について、特例の適用を受ける財産の相続税法等の適用に関する事項を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の七関係）

㈤　農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、農業経営基盤強化促進法等の改正により農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されることに伴う所要の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の六～第四〇条の七の二及び第四〇条の七の四関係）

㈥　特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、相続税の申告書の提出期限までに寄託先美術館の設置者からの契約の解除等があった場合においても、その提出期限から一年を経過する日までに新たな寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときは、本制度の適用を受けることができることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の七の七関係）

㈦　個人の事業用資産に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、納税が猶予される税額等の計算方法の細目、納税猶予の適用を受けた特例事業用資産を現物出資し、会社を設立した後における取消事由等、免除事由が生じた場合における猶予税額の免除の手続等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の七の八～第四〇条の七の一〇関係）

㈧　非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、事業活動のための資金の借入れ等の一定の事由により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社の要件に該当した場合においても、その該当した日から六月以内（資産運用型会社にあっては、その該当した事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度終了の日まで）にこれらの会社の要件に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととした。（租税特別措置法施行令第四〇条の八、第四〇条の八の二及び第四〇条の八の四～第四〇条の八の六関係）

㈨　認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる都市再生事業に係る建築物の延べ床面積の要件を七万五、〇〇〇平方メートル以上（改正前五万平方メートル以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第四三条の二関係）

㈩　特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する不動産で対象となるものの範囲に借地上の建物を加えるとともに、これらの事業者が新築等をした建築物及びその敷地をその新築等後一〇年以内に譲渡することとの要件を廃止することとした。（租税特別措置法施行令第四三条の三関係）

⑪　特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の対象となる金融機関の範囲に株式会社商工組合中央金庫を加えることとした。（租税特別措置法施行令第五二条の三関係）

二　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四八号）の一部改正

旧登録者が、平成三一年一月一日以後最初に到来する計算期間の終了日までに受託者に行うこととされている個人番号又は法人番号の登録について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第三条関係）

1　登録期限を三年延長する。

2　受託者が番号未登録者の個人番号を振替機関から提供を受けて確認した場合には、当該番号未登録者から当該受託者に個人番号の登録が行われたものとみなす。

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（財務省）

1　外国居住者等に係る金融口座情報の報告制度について、報告対象契約が終了した場合に報告金融機関等が提供する報告事項の細目を定めることとした。（第三三条の二関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（財務省）

一　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正関係

相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例について、収入金額に算入することとされた金額等の円換算額は、国外転出に相当する事由その他の事由により相手国等に係る相手国居住者等でなくなった時における外国為替の売買相場により換算した金額とすることとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第四条の二関係）

二　復興特別所得税に関する政令の一部改正関係

復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（復興特別所得税に関する政令第一三条関係）

三　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正関係

過誤納金の還付金等に該当する支払金の指定について、所要の規定の整備を行うこととした。（国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条関係）

四　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（財務省）

1　企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、企業立地促進計画の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる避難解除区域等につき、適用期間の末日を避難指示の全てが解除された日等のうちいずれか遅い日から七年（改正前五年）を経過する日とすることとした。（第一二条の二の二、第一七条の二の二及び第二二条の二の二関係）